

裁定制度の運用要領の改正について

工業所有権審議会 発明実施部会 事務局

令和7年2月19日



第23回発明実施部会での意見を踏まえた検討

1. TRIPS協定31条(b)第1文は、事前協議要件の項目でまとめて記載してはどうか。
 - ➔ 提案のとおりTRIPS協定31条(b)第1文を事前協議要件の項目で記載 (2.(1)①)
2. 裁定請求書の様式で商業的条件とADRを提示してはどうか。
 - ➔ 運用要領改正ではなく特許法施行規則の様式58の改正により対応予定。
3. 「特許権者等によっては十分に満たされない需要」を記載してはどうか。
 - ➔ 独立した議論の枠組みとして、1番目に追記。(2.(1)⑦(i))
4. 「公共の利益のため特に必要であるとき」の主要事例に「健康」を追加してはどうか。(2.(1)⑥(i))
 - ➔ 現行の運用要領の「国民の生命・・・等国民生活に直接関係する分野で特に必要である場合」としては、人の生死に関わるような事案の場合に限定されるものではなく、国民の身体における重大な利益に関する分野についても対象となると考えられる。
5. 発明実施部会前に通常実施権者や参考人（利害関係人、専門家）に意見聴取できないか。
 - ➔ 発明実施部会前に通常実施権者や参考人に意見聴取することを記載。(1.(1)⑦)
 - ➔ 併せて、発明実施部会中に利害関係人にも意見聴取することを記載。(1.(1)⑩(i))